

令和3年第1回田野畑村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和3年1月25日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和3年1月28日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和3年1月28日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	1	中村芳正	出	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	欠
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	出
	5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出
会議録署名議員	4	小松山久男		5	佐々木芳利	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	石原弘	教育長	相模貞一		
	副村長 総務課長事務取扱	早野円	教育次長	佐々木修		
	政策推進課長	佐藤智佳	教育委員会事務局 主任主査	工藤真樹		
	生活環境課長 健康福祉課長 診療所事務	工藤隆彦				
	地域整備課長	佐々木卓男				
	産業振興課長	工藤光幸				
	会計管理者 総務課主幹	平坂聡				
	総務課主幹	大森泉				
地域整備課主幹	早野和彦					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年第1回田野畑村議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和3年1月28日（木曜日） 午前10時00分開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 鳥越漁港地区漁業集落道整備島越線（B路線）道路新設その2工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第3号 田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第8 議案第4号 準用河川島の沢川河川改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第9 議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第6号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第12号）

閉 会

◎開会及び開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまから令和3年第1回田野畑村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行します。

◎会議録署名議員の指名

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において4番、小松山久男君、5番、佐々木芳利君を指名いたします。

◎会期決定

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、本日の会期日程につきましては、お手元に配付いたしました会期計画のとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から議案6件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書2件を受領しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、会議等関係であります、印刷の上お手元に配付しておりますので、ご了承願います。
なお、関係書類は事務局にありますので、御覧願います。
これで諸般の報告を終わります。
暫時休憩いたします。

休憩（午前10時02分）

再開（午前10時03分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

日程第4、行政報告を行います。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 臨時議会に当たり、行政報告をさせていただきます。

令和2年12月11日から令和3年1月27日までの行政報告とさせていただきます。

12月19日、三陸沿岸道路、尾肝要普代間の開通式を行い、議員の皆様にもご臨席いただきました。これまで復興事業のリーディングプロジェクトとして尾肝要トンネルに続き普代間のこの道路の開通ということで、皆様においても開通の喜びと同時に利便性を体現していただいておりますと認識しております。

12月21日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議。

12月24日、平沢勝栄復興大臣が田野畑のほうに赴いていただきまして、新道の駅周辺の復興事業に係る現地視察ということで対応いただきました。ぜひ地域振興のためにご尽力いただきたい、またはこれからの地方創生として復興事業をいかに関連づけて進めていくかということで、できる範囲のご協力をいただくという声もいただきました。

1月10日、令和3年田野畑村消防団消防出初め式を開催したところであります。

1月13日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議。

それから、1月14日、岩泉町との合同要望ということであります。ここの中身は、岩手県の農業共済事業における獣医の事業が停滞をしているということに対して、県全体として、また地域として対策を講ずるべきということで、過日26日に対策会議を重ねて、早期に解消すべく努力をしてほしいということで、今関係職員等を含めた努力を重ねているところであります。

それから、同日、田中館隆雄先生から絵画14点を頂きました。先生は、旧姓佐藤隆雄先生でして、昭和33年から34年の間、田野畑中学校の羅賀分校において教鞭を執ったということで、最初の赴任地の田野畑中学校羅賀分校が思い出深く、どうしても自分の作品を田野畑に寄せていただ

きたいというお話を、いろんな縁がつながり田野畑村に作品を寄せていただくことで贈呈式を行ったところであります。2月中に先生の思いを受けて展示会等を開催するなど、これから先生の思いをどういうふうに村民の皆さんに近づけ、作品を鑑賞していただけるかということでありませぬ。また同時に、先生は、これからの創作活動について、田野畑を訪れて村民の皆様と親しく接しながら絵を描く機会をみんなで作ってみたいという思いも寄せていただきました。

最後に、1月27日、昨日になりますけれども、岩手県沿岸市町村復興期成同盟会が開催されました。2年前に復興10年間を一区切りとして期成同盟会は一旦閉じるという方向性は決まっておりますけれども、昨日正式に決まり、これからは岩手県三陸連携会議ということで一本に絞るということで、これまで以上に連携を深めていくということでありませぬ。昨日も復興事業のこれからの在り方ということ国に、関係機関に要望する意味でも強く進めていくということと、それから福島原発の問題をどういうふうに、同じ境遇の中で復興を進めている岩手県としてどういうふうに取り組むのか、3つ目が日本海溝、それから千島海溝における地震の想定されているものをどういうふうに取り組んでいくかの3つを大きなテーマとしながらも、これからは様々な展開をしていくということをお話してきたところでありませぬので、これからはいろんな意味で三陸が連携していくということを確認してまいりました。

次に、入札等でありませぬけれども、1月19日、1件、島の沢の台風19号による河川改修工事、それから1月25日、教育委員会の小中の備品ということで整備をするための入札会を開催したところでありませぬ。内容につきましては、お示しの内容をご確認いただければと思ひます。

○議長【鈴木隆昭君】 これで行政報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 次に進行いたします。

日程第5、議案第1号 準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第1号 タブレットで3ページ、それから説明資料ですと1から12ページというふうなことになっております。準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年6月1日に議会の議決を経た準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事の請負に関しその一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございませぬ。

- 1、工事名、準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事。
- 2、工事場所、田野畑村机その1ほか地内。
- 3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、6,578万円、変更後6,107万6,400円。470万3,600円の減額となっております。

議案第1号の説明資料として図面9枚と補足資料3枚の写真となっておりますので、御覧願います。資料9枚中の1枚目の図面を御覧ください。152号の準用河川机川、机その1工事ですけれども、この場所は机漁港内の河口付近となります。この152号の主な復旧工事概要とすれば、復旧延長は19メートル、コンクリートブロック積工が56平米、盛土工が30立米となっております。補足資料のほうの152号の着工前、行ったり来たりしますが、着工前、完成の状況の写真を御覧ください。左側が着工前、右側が完成写真となっております。上の写真は、起点側から上流方向を見ている写真、そして下のほうは終点側から下流方向を見ている写真となっております。

次に、資料9枚中の2枚目の図面を御覧ください。580号の準用河川机川、机その2工事でありますけれども、この場所は机漁港及び机番屋群に行く机港線の上流側を起点としまして、県道をまたいで上流にある治山ダムを終点としております。この580号の主な復旧概要ですけれども、復旧延長は466メートル、コンクリートブロック積工として375平米、埋塞土の除去を580立米、張芝工を40平米というふうになってございます。

補足資料の580号の着工前と完成写真の状況を御覧ください。左側が着工前、右側が完成写真となっております。右の写真は、起点側から上流方向を見ている写真となります。また、真ん中の写真は、104メートル付近から上流方向を見ている写真となります。下の写真は、200メートル付近から上流方向の県道横断部分を見ている写真となっております。

資料9枚中の3枚目、4枚目、5枚目は、標準断面、護岸工等の展開図となっております。

次に、9枚中の6枚目の図面を御覧ください。587号の村道机港線、机その3となりますけれども、この場所は机漁港及び机番屋群に行く県道の取付け位置の付近となります。この587号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は74メートル、この区間の幅員は4メートルから10.4メートル、プレキャストのり砕工として210平米、コンクリートブロック積工が40平米、軽量盛土工は25立米としております。

それから、補足資料の587号の着工前、作業状況の写真をごらんください。上の写真は着工前の状況、そして下の写真が既設の軽量盛土を撤去している状況の写真となっております。今現在は、この軽量盛土のところは完了しまして、盛土が完了し、土羽面になってございます。あと、下流側のブロックについても現在施工中というふうなことになっております。

資料9枚中の7枚目、8枚目、9枚目は、のり砕工の展開図、舗装工の展開図、軽量盛土の図面となっております。

それで、今回の主な減額の工事概要でありますけれども、工事の内容であります。152号、580号、587号の3か所とも、当初は残土処理運搬を10.5キロメートルほどの運搬処理計画としておりましたけれども、現場内での処理が可能となったことから、土砂運搬の距離を減工しまして工事費を減とするものであります。

以上が152号、580号、587号の3か所の準用河川机川外河川道路災害復旧の主な概要となります。

完成工期は令和3年3月末を予定してございます。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村巢合25番地、氏名、横田建設株式会社代表取締役、横田雅明。

理由でございますが、準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号、580号、587号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 これは、工期内に完成は当然するのだろうと思うのですが、特に問題というか、いわゆる進捗率と工期との関係は特に心配しなくてもいいか、どういう状況であるのか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今の工事の進捗状況というのは、先ほど説明しまして、この机番屋群、漁港に下りていく道路の軽量盛土のところ盛土が完成はしましたが、そしてその下流に今護岸を、左岸側にブロック積工を適用して、そのブロックがほぼ完了に近づいております。その後に軽量盛土の盛土ののり面を、これプレキャストなわけですが、それを工事するというので、その部分に若干の時間はかかります。工期的には、先ほど説明したとおり3月25日ということになります。その工期の中で完了します。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 参考までに教えてください。軽量盛土の材料、発泡、これはあれですか、一遍ばらしてから据え直しですか、それとも新しい材料を使っているのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 これは、一旦は災害を食らっています。そして、軽量の発泡スチロールがばらばらになっているのです。これは全部一旦撤去します。そして、新しい金具がつきますので、新設でそれを使って、場合によっては使えるものは使うということになります。金具が全部必要になりますので、これは改めて金具で固定しまして、その上に土を載せる。その上に土というか、その上に上部のコンクリート、床版のコンクリートを打ちますので、そのような

ことで新設タイプで仕上げていくということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、上村浩司君。

○3番【上村浩司君】 机港に向かいます村道の復旧工事進めていただき、ありがとうございます。

参考までに、県道側との進捗状況のほう、関連といたしますか、村で設定している工期と同じようなペースで進んでいるような感じかどうか、お知らせをお願いしたい。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今のご質問ですが、これは災害査定段階から県道と村道互いに共通しているので、協定結んで工事しています、その範囲を。それで、お互いに完成は3月をもって完成するというので協議しておりまして、お互いに完成して供用開始していくというふうなことで協議しております。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 準用河川机川外河川道路災害復旧（1災152号・580号・587号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第2号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（B路線）道路新設その2工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第2号、タブレットで6ページ、それから説明資料ですと13ページとなっております。島越漁港地区漁業集落道整備島越線（B路線）道路新設その2工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年3月10日に議会の議決を経た島越漁港地区漁業集落道整備島越線（B路線）道路新設その2工事に関しその一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、島越漁港地区漁業集落道整備島越線（B路線）道路新設その2工事。

2、工事場所、田野畑村島越地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、2億3,354万1,000円、変更後2億3,685万3,100円。331万2,100円の増額となっております。

議案第2号資料の図面を御覧ください。平面図の左側の青色着色、左側なのですが、青色の着色が岩手県施工の人工地盤、その隣が観光船発着所、それから人工地盤からさらに右側に延びている青色着色部分が橋梁となっております。そこから接続する赤着色の部分が今回の道路の施工起点となります。それから、右側のほうになりますが、島越の防災センター、こちらのほうのヘアピンカーブになりますけれども、そこに取付くところが今回の施工終点となります。施工延長は177.8メートル、道路の幅員は1車線の5メートルを標準とします。また、A2路線の、下のほうですけれども、施工延長は89.3メートルとなります。

あとは、終点近くの黒く着色している部分は既に施工済みとなっているのり面ののり枠の施工箇所であります。

左側の①の写真ですけれども、起点側から終点側を見ている写真となります。令和3年の1月13日時点の写真です。舗装まで完成している状況の写真となっております。

右側の②の写真のほうですけれども、逆の方向の終点側から起点側方向を見ている写真となります。これも令和3年1月13日の時点の写真となります。①と同じように舗装まで完了している写真となっておりますが、この時期の1月ですが、今現在は既に両側のサイドラインも設置されております。

それでは、主な増額の工事内容についてご説明します。左上の標準断面を御覧ください。ちょっと小さくて見づらいのですが、のり面对策工として、これは地滑り工区でありますので、このようなグラウンドアンカーという、これは下のほうの図面がアンカーがいっぱいあるのですが、左下の下のほうでグラウンドアンカーというものを36本打設しているのですが、現地の現場精査の結果により3本が増工になりまして、39本に変更するものであります。

それから、この図面には見えていない部分、のり面对策工の仮設工として、現地精査の結果、モルタルの吹きつけ工を90平米増工し、その結果として鉄筋の挿入工というのがあるのですが、49本でしたけれども、21本増工して70本に変更するもの。

それから、起点側のA2橋台のほうから踏掛版すりつけ工というのがあるのですが、そこを増工、1か所増工して本事業の完成を図るものであります。

工期は、令和3年2月いっぱいとしてございます。

4、受注者、岩手県久慈市新井田第4地割8番地6、氏名、株式会社小山組代表取締役、小山

和則。

理由でございますが、島越漁港地区漁業集落道整備島越線（B路線）道路新設その2工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（B路線）道路新設その2工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第3号 田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第3号、タブレットで5ページ、説明資料ですと14から15ページとなっております。田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年9月14日に議会の議決を経た田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の請負に関しその一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事。

2、工事場所、田野畑村北山地内。

3、変更の内容、契約金額ですけれども、変更前が3億4,905万2,000円、変更後3億5,033万9,000円。128万7,000円の増額となっております。

議案第3号の資料の2枚中の1枚目、全体の位置図を御覧ください。

初めに、簡易水道机地区北山浄水場のこの全体事業の概要でありますけれども、この第1水源は昭和48年に設置された施設で、竣工後40年以上は経過してございます。施設全体が老朽化していることから、机地区北山浄水場等の整備を実施しているものであります。

今回の施設は、急速ろ過方法により安心して安定した水の供給を図るために、平成28、29年度に測量調査設計、用地測量、用地購入をして、平成30年度から工事に着手をしまして実施しているものであります。

青色表示の部分でありますけれども、これは既に完了済みとなっております。

左上の赤色表示ですけれども、浄水場の建築工事、場内外構工事、機械設備工事、電気設備工事となっております。

それから、右下のほうの赤色表示ですが、浄水場のポンプ場の一連の設備工事。ピンク色の表示は別途工事になってございます。

議案第3号の資料の2枚中の2枚目の図面を御覧ください。写真がありますけれども、写真は令和2年12月28日時点の写真ですけれども、浄水場建物の正面の写真、浄水場内の側溝、集水ます、舗装路地の路盤が完成している状況になります。

また、写真2のほうは浄水場の裏のほうからの写真でありまして、浄水場内の側溝、集水ます、舗装路地の路盤が完成している状況の写真となっております。

今回の主な増額の工事内容についてご説明します。図面左の赤枠を御覧ください。この浄水場内の土木工事においてですけれども、既設構造物の取り合いだとか、整合調整等現場精査の結果において、現場内の配管工において16.1メートルを増工しまして81.2メートルとするものです。それから、外構においては舗装工は24平米を減工して466平米となります。また、フェンスにおいては0.6メートルを増工して109.6メートルというふうなことで本事業の完成を図るものであります。

工期においては、令和3年3月中旬というふうになってございます。

4、受注者、住所、岩手県盛岡市本宮3丁目51番2-201号、氏名、理水化学株式会社盛岡営業所所長、阿部和智。

理由でございしますが、田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 ちょっと確かではないのだけれども、側聞するところによれば、何か施設の隣の道路も拡幅をするやに聞いたのですが、これはそのとおりなのか、違うのか。集落というか、手前というか、その辺のところ、ちょっと耳にしたのですが、その辺の状況は。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 これは、水道の工事は今の水道の工事ですけれども、それとは別に村道の長嶺線から北山のほうに向かうあの道路間のあそこで台風19号等によって被災も受けた箇所ではありますが、その区間は上水道の水源のほうまで行く道路という、管理上の道路になりますので、これは別途の工事の道路の工事をのり面及び道路を今工事しているものであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 現場、たまたま見た限りには拡幅する必要があるのかなという、確かな場所を確認したわけではないのですが、私が見た場合、そういうような思いがあったし、もし道路拡幅するのであれば、この水源地のほうの集落というか、下のほうが非常に、しょっちゅう出入りするものでもないと思うのですが、そっちのほうがむしろ必要ではないかなと、そういうような感じがしたのですが、その辺は特に考えていませんか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今、水道のほうの上水道の整備という内容は説明しましたが、そこに取りつくまでの道路、そしてそこは一部線形も悪い。冬になれば日陰で凍ってしまって交通の対策というか、その集落の方々に不便を来しているという状況がありまして、地区からもどうかしてくれないかといった要望は出ている案件の箇所であります。それで、そういうことも伴って、道路の線形を一部修正しながら、勾配も修正しながらというふうなことを考えております。

そして、下のほうにおいては、なかなかこれは単独で改良していくというのは難しいのですけれども、災害復旧等において対応して、それなりの、道路の線形が変わるわけではないですけれども、災害復旧等に対応して取水路に行けるような道路の、水道の管理ができるような道路というふうなことで考えておるところであります。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、議案第4号 準用河川島の沢川河川改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第4号、タブレットで7ページ、説明資料ですと16から23ページとなります。準用河川島の沢川河川改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

準用河川島の沢川河川改修工事の請負契約の締結に関し次の契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、準用河川島の沢川河川改修工事。
- 2、工事場所、田野畑村島越地内
- 3、契約金額、1億450万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額950万円。
- 4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社代表取締役、熊谷朋之。

議案第4号の説明資料として資料8枚の資料となっておりますので、御覧願います。

まず初めに、準用河川島の沢川河川改修工事の考え方、対策の方針についてでありますけれども、これまでの経緯、検証結果等県と協議をしまして、あと島の沢地区の方々を対象に説明会を開催してきたところであります。

河川改修工事の基本的な考え方については、島の沢川の現況、流下能力というのは10分の1確率相当、40立米/sで40トンで計画されている河川となっておりますが、今回の台風19号では30分の1確率相当60立米/s、60トンの流量が流れました。現況流量に対して1.5倍の流量が流れたこととなります。この検証結果を踏まえ、今回の台風19号相当規模の大雨が発生した場合には、現在の河川断面では住宅地への浸水被害が再び発生する可能性があるということが確認されました。

このことから、護岸整備や河道拡幅等を一連の区間において護岸整備等の河川計画、30分の1確率相当の流量が流れる断面に計画をしまして、河川の機能向上を図る必要があるというふうに考えております。

事業メニューについては、防災・減災、国土強靱化のための3か年計画の緊急対策の特別枠である緊急自然災害防止対策事業債により起債充当率100%、うち70%が交付税バックとなる財源、特に有利な事業を計画してございます。

次に、それでは島の沢河川改修事業の計画概要についてご説明いたします。資料の8枚中の1

枚目の全体図面を御覧ください。地図を御覧ください。右中央の島の沢のこの集落、今回の河川改修の区間の位置となります。右側のほうが、下流が右側ですが、下流が島の沢水門、そして左側の上流には三鉄、その前後を河川の災害復旧において河道の埋塞土除去をしておる災害復旧、さらにその上流には治山の堰堤があるというふうな、これが全体の位置関係となってございます。

次に、2枚目のポンチ絵の資料を御覧ください。カラーの写真になりますけれども、その河川改修工事の主な工事概要についてご説明いたします。全体の島の沢河川改修区間は、上流側のほうから下流の橋台一体型橋梁、門型カルバートですけれども、ここまでの赤着色区間、全体延長を179.2メートルというふうになってございます。

図面中央の部分にあります緑着色のボックスカルバートの撤去についてでありますけれども、現況流量では河川断面が不足することから今回河川計画規模を見直したことからボックスカルバートにおいては撤去します。

この上流にある緑色の個人の橋梁についてでありますけれども、ボックスカルバートと同様に撤去します。

それから、上流の、名前を出しますが、渡辺さん宅付近の左岸側の護岸整備についてでありますけれども、ボックスカルバートより上流の追加区域は護岸のかさ上げ、護岸整備を実施しまして、河川断面は3面貼りとして上流側から溢水しないような護岸の整備を実施します。

安全対策としては、転落防護柵を設置します。

また、青色の箇所ですけれども、これは河川改修工事に着手するまでの間、測量調査等によって時間を要しますので、その間ボックスカルバート上流の左岸側には大型土のうを設置し、治水の対策工事を図っていきます。

その下流の部分の緑色の河川管理用道路になりますけれども、これは個人の橋梁が撤去されたことに伴って家に行く通路がなくなることから、補助的機能として河川の左岸沿いに河川護岸兼用道路を整備します。

それから、その対岸であります右岸側のほうの整備についてであります。右岸側の上流から下流までの護岸を整備しまして、河川断面は3面貼りとし、河川の流れをスムーズにしたいと考えています。

護岸整備に伴う黄色、赤色着色の赤、黄色、緑着色の赤のハッチングについてはその背後地に盛土をします。その上流側に行く河川管理用道路は、護岸と一体的に整備したいというふうと考えております。

下流側の県道の橋台一体型橋梁、門型カルバートに取りつく緑着色の付け替え道路の整備についてですけれども、これは先ほど説明しましたボックスカルバートの撤去に伴って県道と接続する道路がなくなりますので、県道に取りつく付け替え道路として整備をいたします。

これら工事関係に伴う用地、補償関係等については、全て了解をいただきまして契約済みとな

っております。

それから、資料3枚目の河川改修事業のこれはイメージの写真となっております。

次の4枚目においては、河川の諸元でございます。

次の5枚目においては、河川計画の標準断面となっております。

資料6枚目から8枚目は、設計図面となります。

以上が準用河川島の沢川河川改修工事の主な工事の概要となります。

それで、完成工期においては令和3年3月末を予定してございます。現時点の工期となります。工期においては、本年3月の定例議会におきまして繰越しの手続の導入をお願いしまして、その後工期を延伸したいというふうに考えてございますので、よろしくようお願い申し上げます。

ご不便をおかけしておりますことから、施工業者と復旧工事の手順、進捗管理等を協議しながら、安全な施工と河川の機能向上及び通行確保が図られるよう、早期の完成を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

理由でございますが、準用河川島の沢川河川改修工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 県道の普代岩泉平井賀線はいつ頃使用になりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 隣接する県道のほうですけれども、今この図面でいえば橋台一体型門型カルバートのほうを今整備しておりまして、そしてその下流の部分の道路を整備してございます。それで、県のほうでは、これ復興交付金の事業なのですけれども、3月いっぱい完成しまして、そして4月からは供用開始というふうな目標になっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 さっき固有名詞が出たこのいわゆる個人の橋がなくなって、ボックスカルバート撤去することによってこの個人の家の道路は、住宅への乗り入れ道路は、この写真とかではちょっと見えてこないのですが。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 写真のほうではちょっと、これはイメージの写真をそのまま貼り付けておるのですけれども、8枚中の2枚目の図面のほう、こっちの図面を御覧ください。先ほど説明はしましたが、ちょっと説明が足りなかったか、真ん中ら辺で個人の橋梁撤去というのがあるのですけれども、その下のほうに河川管理用道路の整備という、この緑の線がありますね。これが今まで橋を渡って行っていましたが、これが橋が撤去されますので、これで河川なりのほ

うに河川管理用通路の整備というふうなことで、こちらのほうから個人の家のほうに入っていくということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 今の関連ですが、反対側の右岸側ですか、この管理用道路と背後地盛土、これは河川用地ですか、それとも民地からの買上げ工事になりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 先ほど来用地については全て完了したという話ししました。今言うこの河川の右岸側、これは先ほどの位置関係から見れば上流のほうにも、山に行く必要があるとか、河川の管理をしなければならぬというふうなことがありますので、この緑のところは河川の管理用道路、用地については全て個人の民地で買い取らせていただきました。それで、その中で村の土地でありますので、そして県道の部分が下の部分が補強土で押さえています。そして、その緑の部分が上流に管理用道路、そして黄色のハッチングの部分はこれは河川護岸と河川の管理用道路の間の大きな平らな盛土というふうな部分になります。それで、この間のところには、木も何本かありますけれども、それらも生かしながら、生かせる部分はそういうふうに思っています。

(ちょっと休憩の声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時46分)

再開 (午前10時47分)

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

4番、小松山久男君。

○4番【小松山久男君】 門型カルバートを設置するわけですが、これが完成しないと県道の利用ができないということですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今の話は、この資料の図面でいくと紫で塗っている部分がこの橋台一体型門型カルバートということで、これは県のほうで施工しています。既に設置されて完了しております、工事とすれば。あとは、その上のほうに舗装やら、防護柵等が整備されていくということになって、その下流のほうに今道路の整備を、これは用地の関係もありましたので、そこら辺を今県のほうは整備をして4月1日には供用開始するというふうなことでございまして、済みません。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、上村浩司君。

○3番【上村浩司君】 台風災害のカルバートの影響があった、もともとの原因になっている上流部、

そこから流れ込んでくるもの等についての影響といたしますか、そういうものについては、何か伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 これ、先ほど来説明はしたつもりなのですが、ちょっとすみません、そのものの、この河川の現況の能力が、村の準用河川なのですが、これは10分の1確率相当といって40トンが流れる河川です。今回は、台風19号は30分の1確率相当となる60トン相当の断面が流れました。ですので、今の計画から見れば1.5倍の流量が流れたということになります。今回のこの河川改修の計画は、それに見合った60トン相当が流れる計画で、今回の台風19号災害同等以上の断面をクリアしているという、そういう意味の河川改修ということになるので、そういう意味でそのボックスの断面も取り壊しますし、橋のところも撤去して、そのような断面でもって河川改修をするという、そういうものであります。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時50分）

再開（午前10時50分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 すみません、10分の1というのは10年に1度程度の確率、30分の1もそのとおり、それで40トン、60トンというのはその断面が、河川の護岸の断面が40トンの流れが流れますよという意味、これに対して60トンの断面が、水が今回19号で流れてきましたということなので、60トン相当が流れる、30分の1確率相当の60トンが流れる断面に今回改修するというものであります。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 今の60トンですが、対応レベル2,400になっていますよね、その上が600もあります、60トンというのはどの地点を指していますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 この8枚中5枚目が標準断面図になります。これはいろんな断面の中で標準的な断面図なので、これで下の部分、両岸に護岸、下の幅が4.5メートル、そして高さが2.4メートルです。そして、その上に余裕高の60センチ。今の60トンというのはこの2.4メートルまでのところを60トンといいます。その60センチの部分はさらに余裕を持っているということなので、仮にもその60センチ分を超えてきても、その部分まではさらに余裕の部分だということになっています。ですので、計算上は対応レベルまでのところ2.4メートルまでの断面がその60トンだと、60センチ分は余裕の部分ということになります。

○5番【佐々木芳利君】 分かりました。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 準用河川島の沢川河川改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

10分間をめぐりに休憩いたします。

休憩 (午前10時53分)

再開 (午前11時07分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 議案第5号についてご説明申し上げます。タブレット7ページをお願いいたします。

議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する目的、小中学校児童生徒に1人1台パソコンを整備し、学習環境の充実を図るため。

2、取得する財産、学習者用端末機器155台。

3、取得金額、524万7,000円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額47万7,000円。1台

当たりの単価は3万3,851円となります。

4、取得の方法は、買入れでございます。

5、契約の相手方、住所、岩手県北上市村崎野19地割116番地4、氏名、株式会社システムベース代表取締役社長、梁田雅伸。

議案第5号の説明資料、24ページになりますが、お願いいたします。今回取得する機器は、このようなタイプの端末機でございます。

本事業は、国の公立学校情報機器整備費補助金（公立学校情報機器購入事業）を財源として購入いたします。

なお、納期につきましては令和3年3月31日までとしておりますが、全国で同様の事業を行っており、供給が間に合わない事態が想定されます。場合によっては繰越事業となる可能性もありますので、その際にはご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案にお戻りください。提案理由でございます。小中学校児童生徒に1人1台パソコンを整備し学習環境の充実を図るため、学習者用端末機器を買い入れようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 パソコンですが、これは何というのでしょうか、耐用年数というのでしょうか、財産管理上の帳簿、償却年数ですか、何年くらいに思われていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時10分）

再開（午前11時12分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 現在の小中の児童数あるいは小中の割合など、数。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 小学校は150人、中学校77人でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 2番、工藤求君。

○2番【工藤 求君】 やっぱり子供たちに同じ機種で学ばせるために、せつかく国で補助つけてやってくれるという、3分の2とかなんとか。理由はあれですか、村にあるからという。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 現時点で全国的には3人に1つのパソコンということになっておいて、そもそもが国の今回の補助基準は3分の2までということでしたので、ひとまず3分の2という

ことです。確かに古い、今あるやつが85台あるのですが、それを再リースで使おうという考えではあるのですが、ただ、こちらは古くて、こっちが新しいということがあるので、ちょっと今そこは検討中でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、議案第6号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの8ページを御覧ください。議案第6号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算(第12号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,494万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億298万8,000円とするものです。

タブレットの12ページ、予算書の3ページを御覧ください。第2条、地方債補正、1、追加ですが、村道平井賀港線落石対策施設整備事業として800万円を追加計上しております。

タブレットの18ページ、予算書の6ページを御覧ください。2の歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節衛生費補助金ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として507万1,000円追加計上しております。

次に、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金ですが、森林病虫害等防除事業費補助金として139万9,000円追加計上しております。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金ですが、前年度繰越金として

47万円追加計上しております。

次のページを御覧ください。3の歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、1節報酬ですが、新型コロナウイルスワクチン接種補助員報酬として223万円。また、同目8節旅費です。旅費は、ワクチン接種補助金費用弁償として5万1,000円。10節需用費は、消耗品費として2万8,000円。11節役務費は、新型コロナウイルスワクチン接種券郵送料として46万2,000円、また村外施設に入所している村民がワクチンを接種した場合の国保連への事務手数料として6万円、合わせて52万2,000円。また、12節委託料は新型コロナウイルスワクチン接種券に係る電算処理委託料として224万3,000円をそれぞれ追加計上しております。

次に、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、12節委託料ですが、森林病虫害等防除委託料として186万6,000円追加計上しております。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、14節工事請負費ですが、村道平井賀港線落石対策施設整備工事費として750万円、同目21節補償、補填及び賠償金ですが、村道平井賀港線落石対策施設物件補償費として50万円をそれぞれ追加計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

3番、上村浩司君。

○3番【上村浩司君】 タブレットの18ページの歳入の部分なのですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、こちらについてお伺いいたします。

この事業の内容ですね、現在国なんかと協議しながら進めてはいるかと思いますが、どのような内容になりそうかというのが、内容がある程度固まっている部分があるかどうか、お願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

ワクチンのこの補助金の関係ですけれども、ご存じのようにマスコミで報道されている部分が、こちらが早いというか、ちょっとまだ確定していない情報が主でございます。なので、例えば高齢者の3月やるのを今朝も4月にずれ込むのではないかとかということにもなっております、こちらでもうこうだと決まっているものはないのですけれども、大体のところで今回接種をする体制を、やるための人を配置したり、あとはシステムを改修してクーポンを発券したりというふうな体制整備の補助金になります。なので、ワクチン自体は国で直轄するので、こちらでお金払ったりとか、そういったことはしない予定ではあります。ワクチン管理システムとかを使って、郵送したり何だりするのかわからないのですけれども、そもそもどんなワクチンが来るのかとか、保管方法だったりとか、ロットの問題だったりとかということもあって、今の段階でこうするという確定できる情報はないのですが、そうなった場合に備えてもう準備しておくことの体制

整備の補助金ということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、上村浩司君。

○3番【上村浩司君】 ありがとうございます。関連してですけれども、タブレットの19ページの歳出の分でお伺いしたいのですが、このコロナウイルスワクチン接種補助員報酬、こちらの事業費なのですが、補助員としましてはどういった方が見込まれるか、そして何人程度確保できそうかという見通し等はございますでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

この報酬の部分については、このワクチン、予防接種とかの関係は保健センター、健康福祉課管轄なのでここを取っておりますが、人については看護ができる方、あとは事務員ということに考えておまして、あとはこれも見込みで取っているものですから、その期間がいつまでになるかとかというところで、もしかしたならばこの金額も動いてくる可能性もあるかなとは思いますが、さしずめ今回、情報も出る前だったので、3月からやって繰越しをしてやっていくという状況を想定したものですので、そういうふうな感じで考えていました。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 直接予算書には載っていないのですが、農林水産関連でぜひ村長に決断をしていただきたい点があります。実は今公社で堆肥を扱っているのです。これは、農家でなくして、それぞれ自家用野菜、ですから全村の漁家の方も当然ありがたく利用はさせてもらっているのですが、実は配布といいましょうか、物の配布もですが、受付開始、チラシが入るのが遅いのですよね。何で遅いのって聞いたらならば、3月の予算が可決にならないと責任のあるチラシは配布できないという理由だったのですよ。確かにそうだと思います。

ところが、実際に野菜農家はじめ各家庭で堆肥の必要な時期というのは、早いところだと3月の末、4月の初めではもう使いたいのですよね。田野畑で自家用バレイショ、ジャガイモの播種は、浜の方ですとワカメ作業との関連はありますが、4月の中頃にはもうまくのですよ。それから、山手のほうでも5月の連休にはもう播種するタイミングなのですよ。

ところが、今の状況だと3月末にチラシ配布をして、注文を受けて配達というと4月に入って、堆肥が到着するのを待ちかねている家庭もあるのですよ。それ、何年も前から言われていました。

例えば4月15日くらいに播種するとなると、その1週間くらい前にはもう畑の準備を皆さん始めるのですよね。ですから、待ちきれなくて、市販の堆肥を買って対応している家もあります。また、どことは言いませんが、沿岸町村の堆肥の中では2月末、3月ではもうチラシを配布している自治体もあるのですよ。

どうですか、これを早めるわけにはいきませんか。村民の長年の要望であります。村が決断をすれば対応は可能だと思いますが、今現実的にどれくらいの経費をあれですか、堆肥補助といい

でしょうか、どのくらいの経費で対応されていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時25分）

再開（午前11時25分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 現在、補助といいますか、は1袋について180円ぐらいだと思いますので、予算にしますと130万円ぐらいになろうかなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 今の130万円は、それは袋とばら込みの金額と見てよろしいですか。どうですか、村長、当初予算で産業まつり予算400万円可決になっております。それが使われておりませんよね。何とか早い段階に対応するという決断をしていただけませんか。いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今のよう、今、議員がおっしゃったとおり、これは秋以降、もしかすれば夏以降、次の年度に向けて作業していくというのが農業暦の姿だと思いますので、今お話しした点で今年のものとして管理して早めに提供する姿勢と、それから走りは、例えば令和3年なのだけれども、4月以降にやると、ここは2段的に考えることもあろうかと思っております。今お話しした点で全体的な流れをどういうふうに皆さんに支障を来さないようにやるかということは、今お聞きしましたので、これまでもそうだったと思っておりますけれども、行政的ネットによってという話ではなくて、どういうふうにそれを柔軟に対応できるかということで進めるように検討させていただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 今分かりやすくジャガイモの例で話ししました。例えば自家育苗を始められる方は、それよりさらに2週間くらい早くからスタートしていますよね。確かに予算が伴いますから、行政とすれば、年度もあります。ただ、野菜には年度がないですけれども、その年によって積雪状況等によってスタートは若干はずれますが、現実的には皆さんが困っている状況は長年続いております。ですから、あれですか、担当課長では分からないかと思っておりますが、例えば早まった場合に製品在庫といいましょうか、対応的な面で何か問題がありますか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 在庫でございますが、例年発売しております7,000袋とかというような数は、まだ製造中でございますのでその数はありませんが、現在売る段階では四、五千袋はあるというふうに、在庫は、聞いておりますので、十分早く対応させていただいても供給のほう

はある、例年の数量を設定してやれば対応できるものと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 そういう状況なそうですが、村長、田野畑は結構作業に関しては一斉でないのですよね。それぞれ早いところから遅いところまでだと20日前後はあります。どうか希望する家庭には早く物を届けて、安心して作業に取りかかっているような決断をぜひともお願いしたいです。特に家庭菜園やっている高齢の方は、いや、久慈に買いに行きたい、宮古に買いに行きたいけれども、足がない、車がないって、非常に困っている方もいるわけですよ。それから、対応が大変だからというので、前年に余分に買って保管している方もいます。ただ、その方は、あれは何ですか、発酵抑えですか、小さな穴が開いているのですよね、堆肥の袋に。保管方法が悪いと雨水が入って、使うときにばさばさしない、塊になって苦労しているということもあるのですよ。ですから、今年1年を決断すれば、来年からはその流れが継続しますよね。ぜひ決断をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 決断もそうなのですから、今議員がおっしゃったとおりと、農家にすればあるものを早くとなれば、今のあるものを早く在庫を確認して配布する。そして、4月以降も2段的にやっていくという対応をするということで開始をするならば、それでしっかり対応していくように指導したいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 ぜひその辺は、例えば農協の肥料の場合は11月ぐらいにはもう予約を取ります。でもって、2月、3月には配布はスタートです。3月末までに倉庫、各戸で自分で引取りに行けば1袋当たり50円引きますよとか、配達だったらというような感じで、むしろ早めに注文を取って、予約を取ることによって、ある程度単価引き下げるといえば変ですが、公社の作業員の空き時間で製造を増やすというめどがつけば、こういうことも春先になって忙しい時期に製造、袋詰め、配達、それから個々の家庭の要望の電話とかというのは非常に無駄だと思います。何とか改善をお願いしたいですが、いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今、本当にもっともありがたい意見いただきましたので、平準化を図るという意味でも在庫管理の適正化ということの意見だと思いますので、しっかり参考にして指導していきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算(第12号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本臨時会に付された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

令和3年第1回田野畑村議会臨時会を閉会といたします。

(午前11時33分)